資料1

岡山市立病院の地方独立行政法人化について

岡山市保健福祉局

1. 市立病院の現状及び 地方独立行政法人化について

2. 評価委員会について

1. 市立病院の現状及び 地方独立行政法人化について

岡山市病院事業(全部適用)は現在3病院

①総合病院岡山市立市民病院

- ·病床数 405床(一般病床387床、結核12床、感染症6床)
- ・診療科目 20科目 (内科、神経内科、精神科、心療内科、外科、整形外科、 脳神経外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科、皮膚科、 泌尿器科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、リウマチ科 形成外科、病理診断科、救急科)

②岡山市立せのお病院

- •病床数 60床
- ・診療科目 10科目 (内科、外科、整形外科、脳神経外科、婦人科、眼科、 耳鼻咽喉科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科)
- ③国立病院機構岡山市立金川病院(平成24~33年度まで指定管理により運営)
- •病床数 30床
- ·診療科目 2科目 (内科·外科)





平成27年5月開院予定の新市民病院の概要

〇外観イメージ



〇担うべき機能

救急医療機能(岡山ERの構築) 災害医療機能、健康危機管理機能等 教育・人材育成機能 地域医療ネットワーク確立に貢献する機能 保健・医療・福祉連携機能

○病床数(400床) 一般病床 387床結核病床 7床感染症病床 6床

(ICU(集中治療室)6床、HCU(高度治療室)4床、 SCU(脳卒中集中治療室)3床)

〇建物概要(病院本体)

建築面積 約7,000㎡ 延床面積 約33,000㎡ 階数 地上8階、塔屋1階、地下なし

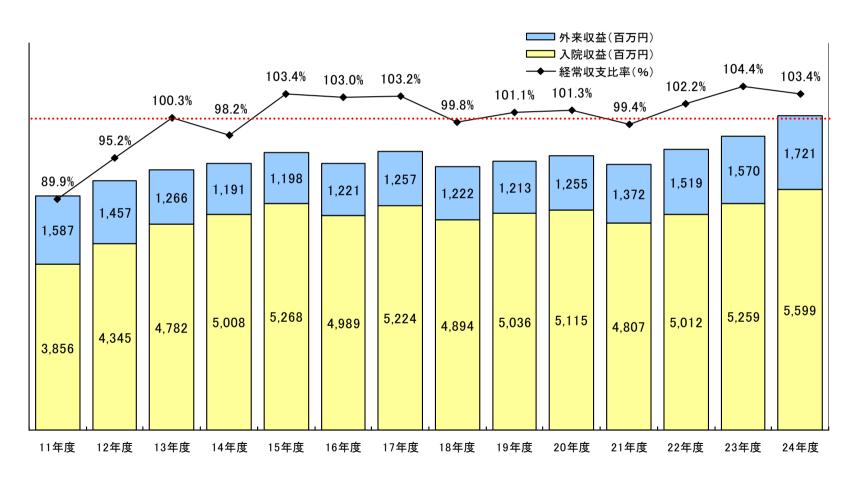
構造種別 SRC一部S造(基礎免震構造)

〇基本とする診療科(18科)

内科、小児科、心療内科(精神科)、神経内科、 外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、眼科、 耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、リウマチ科、 リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科

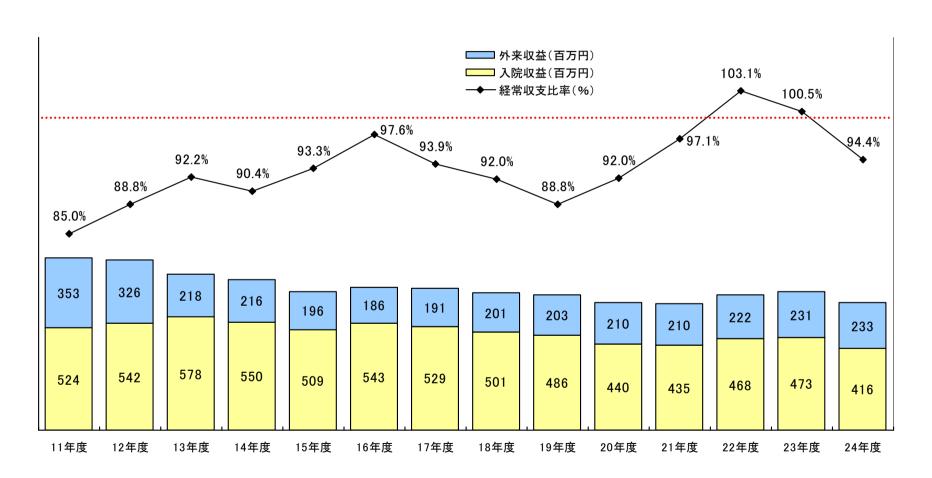
市民病院の経営状況について

- 平成12年7月の地方公営企業法全部適用後は、黒字基調で推移
- DPCの導入(平成22年度)や7対1看護体制への移行(平成24年1月)などにより、収益は増加傾向



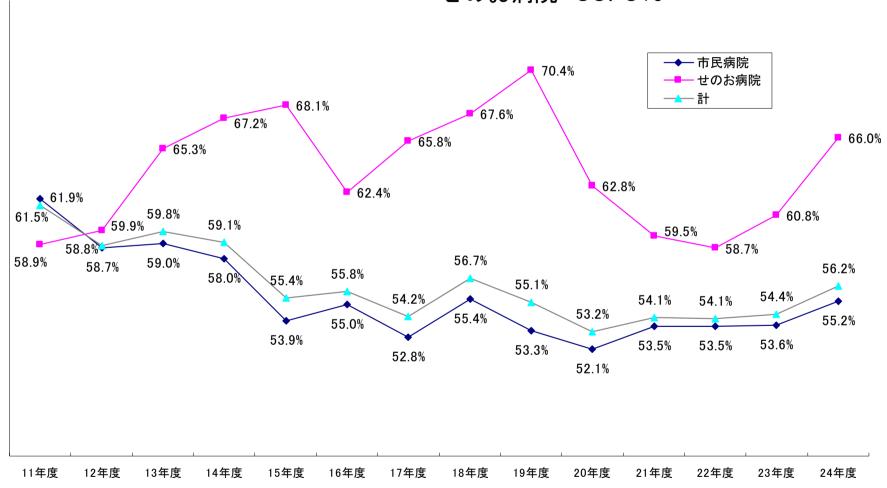
せのお病院の経営状況について

- 全部適用後、平成22年度に初めての黒字
- 平成24年度は赤字となったが、平成25年度は黒字で推移



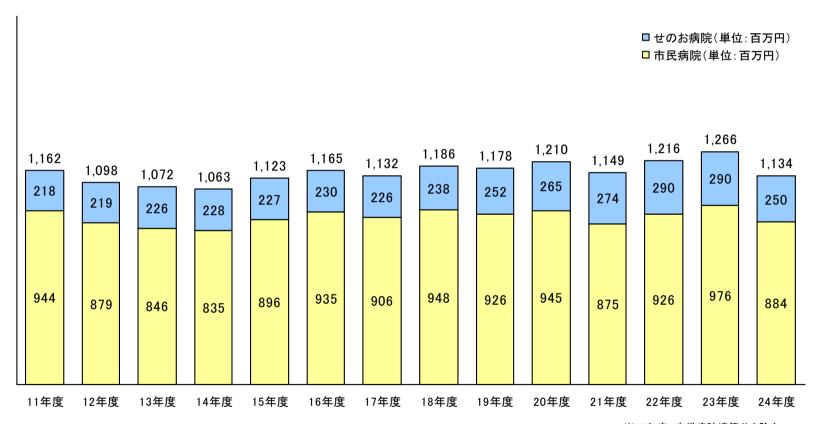
人件費対医業収益比率の推移

平成24年度 人件費対医業収益比率 市民病院 55.2% せのお病院 66.0%



一般会計負担金の推移

• 一般会計負担金は、救急・感染症など公的に必要な医療や建設部分に対して支出



病院事業のうち、2病院を地方独立行政法人へ

法人名: 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

対 象:①岡山市立市民病院

②岡山市立せのお病院

移行時期:平成26年4月1日

地方独立行政法人とは

- ・公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業で、
- 市が直接実施する必要はないものの、
- ・民間に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの を、効率的かつ効果的に実施するため、 市が100%出資して設立する、市とは別人格を有する法人
- ※公立病院改革ガイドラインでは、病院事業を行う地方独立行政法人は非公務員型
- ※公務員型は、医療観察法の指定医療機関へ限定的に適用

全国の公立病院の地方独立行政法人への移行状況 38法人 うち非公務員型 34法人56病院

公務員型 4法人 9病院

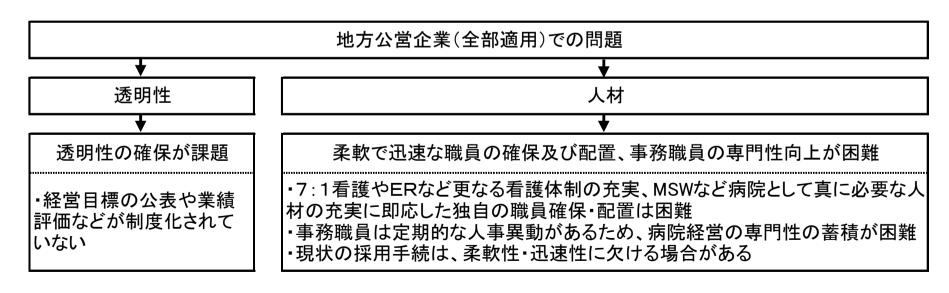
(平成25年4月現在)

地方独立行政法人の特徴

- 中期目標や中期計画に基づく運営により、経営方針が明確化
- 評価委員会の業績評価、徹底した情報公開により、透明性が確保され、市民が求める医療の提供が可能
- 柔軟で迅速な人材確保・人員配置が可能 (医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、事務専門職など)

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター の目指すところ

- 市民や患者のニーズに柔軟に対応した医療・サービスの提供
- 社会情勢の変化や医療保険制度の変革に柔軟かつ迅速に対応できる運営体制の整備
- →適切な人員配置ができ、地域が求める良質な医療を行えば、 実現可能



これまでの経緯

H19.1 岡山市立市民病院のあり方に関する提言書

「地方独立行政法人化(非公務員型)は、現行制度下で存続のための2つの条件を解決できる現実的な方策として最も有効な手段となりうるものであると考えられる。」

2つの条件

- ①公的な役割を果たすために必要とされる医療を提供
- ②将来的にも市民負担を抑制
- H20.2 岡山市立市民病院あり方検討専門会議報告書 「地方独立行政法人の非公務員型へ経営形態を移行する。」
- H23.1 (仮称)岡山総合医療センター基本計画

「開業時の経営形態については、より効率的・効果的で持続可能な経営基盤を確立する 必要があることから、**地方独立行政法人**(非公務員型)も含め検討を進める。」

H24.2 市長記者会見

「市民の皆様により良い医療を提供し、より効率的・効果的で持続可能な経営を行っていくためには、柔軟で迅速な人材確保など、機動性・弾力性が高く、自律的な経営が可能な地方独立行政法人による運営が最も望ましいと考えています。 このため、市民病院の経営形態は、非公務員型の地方独立行政法人とし、平成26年4月を目途に移行するための準備を、平成24年度から進めていくことにしました。 また、世のお病院についても、市民病院と一体的な運用が望ましいと考えているため、市民病院と併せて移行準備を進めていきます。」

- H24.9 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター定款の議決
- H25.2 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会条例、 職員を引継ぐ岡山市の内部組織を定める条例の制定

法人の目的及び業務の範囲について

〇目的(定款第1条)

市の医療政策として求められる救急医療, 感染症医療, 災害時における医療及び高度医療の提供, 地域医療の支援等を行うことにより, 市内における医療水準の向上を図り, もって市民の生命と健康を守ること

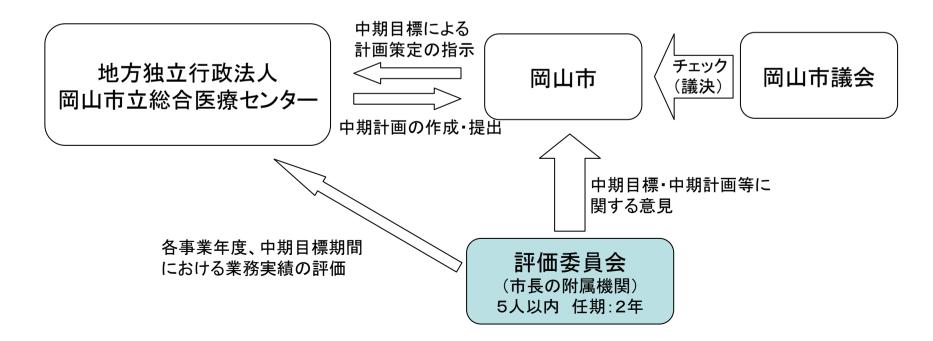
〇業務の範囲(定款第19条)

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する地域支援を行うこと。
- (3) 医療に関する教育及び研修を行うこと。
- (4) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 災害等の発生時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

2. 評価委員会について

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 評価委員会概要

- 1 概要
- 〇 地方独立行政法人法に基づき、市長の附属機関として設置
- 法人の業務実績を評価するとともに、法人の中期目標や中期計画などについて市長に対して 意見を提示するなど、法人の目標・評価制度の根幹となる役割
- 2 委員等
- 委員数:委員は5人以内、医療又は経営に関し優れた識見を有する者等から市長が委嘱
- 〇 任期:2年(再任可)



評価委員会の業務

業務の実績の評価	① 各事業年度における業務の実績についての評価(第28条) ② 中期目標期間における業務の実績についての評価(第30条) ③ 評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善その他の勧告 (第28条、第30条)
市長が・する際意に意がする前取る所見が承る前取るの	 ① 業務方法書を認可する際の意見(第22条第3項) ② 中期目標を作成・変更の際の意見(第25条第3項) ③ 中期計画の作成・変更を認可する際の意見(第26条第3項) ④ 中期目標期間の終了時に組織・業務全般にわたる検討を行う際の意見(第31条第2項) ⑤ 財務諸表の承認の際の意見(第34条第3項) ⑥ 積立金を次期中期目標期間の業務の財源への充当を承認する際の意見(第40条第5項) ⑦ 限度額を超えた短期借入を認可する際の意見(第41条第4項) ⑧ 短期借入の借換を認可する際の意見(第41条第4項) ⑨ 重要な財産の処分を認可する際の意見(第44条第2項)
意見の申出	① 役員報酬等の支給基準に関する市長に対する意見 (第56条第1項、第49条第2項)

※下線部分が平成25年度審議事項

平成25年度スケジュール

回数	開催時期	審議項目	具体的内容
第1回	7月31日	中期目標	・委嘱、委員長選出・中期目標骨子案の説明、意見聴取・今後の進め方
第2回	8月27日	中期目標	・前回意見の確認 ・中期目標(案)の説明・意見聴取
			•市民意見募集
第3回	10月	中期目標中期計画	 ・前回意見の確認 ・市民意見募集結果の説明 ・中期目標(案)の意見聴取 (・評価委員会意見書(案)の説明) ・中期計画(案)の説明・意見聴取
			・中期目標を議会へ提案
第4回	12月	中期計画 業務方法書 役員報酬等	・前回意見の確認・中期計画(案)の意見聴取・業務方法書の意見聴取
第5回	1月	中期計画	・前回意見の確認 ・中期計画(案)の意見聴取
			•中期計画を議会へ説明
平成26年4月1日			法人設立

平成26年度以降のスケジュール

平成26年度	年3回程度	・業務実績評価方法の検討(基本方針、実施要領)・財務諸表確認方針の検討	
平成27年度	年3回程度 (7~8月)	・業務実績報告の評価・財務諸表等への意見	
随時	・中期目標・中期計画の変更、その他意見聴取については必要に応じ開催		